

(4) 審査の期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を1年以内としている。(平成17年3月17日第485回公益委員会議決定)

最近の終結事件10件の実績では、下表1のとおり平均所要日数915日となっている。そのうち、命令・決定事件は3件(平均365日)、取下・和解事件は7件(平均1,151日)である。

第1表 終結事件別審査状況(最近終結事件10件)

事件番号	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	審査回数			終結事由	
				調 査	審 問	和 解		
平成19年(不)1号	19.5.29	20.2.25	273	3	3		命令(一部救済)	
平成21年(不)1号	21.1.9	21.4.22	104	2			取下	
平成20年(不)1号	20.1.10	21.8.24	593	6	4	2	命令(一部救済)	
平成15年(不)2号	15.11.12	22.3.29	2,330	12	4		取下	
平成15年(不)3号	15.11.12	22.3.29	2,330	12	4		取下	
平成15年(不)4号	15.11.13	22.3.29	2,329	12	4		取下	
平成22年(不)2号	22.8.31	23.1.5	128	2			取下	
平成22年(不)1号	22.8.31	23.7.21	325	5			取下	
平成23年(不)1号	23.1.7	23.8.24	230	3	2		命令(棄却)	
平成24年(不)1号	24.7.12	25.12.3	510	5	3	3	関与和解	
計	10件	-	-	9,152	62	24	5	

平均所要日数

全体： 915日
命令・決定事件： 365日
取下・和解事件： 1,151日

第2表 終結事件の平均所要日数(昭24~平25)

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	15,568	35	445
取下・和解事件	89,978	157	573
計	105,546	192	550

第3表 審査期間別終結件数（命令・決定事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～180日	181～365日	1年超 ～ 1年半	1年半超 ～ 2年	2年超 ～ 3年	3年超	計
昭24～33		2	1	1		1			5
昭34～43		1	3	2				1	7
昭44～53			1		3	1	1		6
昭54～63						2			2
平元～10				2	2	2	4		10
平11～20				2	1				3
平21～25				1		1			2
計		3	5	8	6	7	5	1	35

第4表 審査期間別終結件数（取下・和解事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～180日	181～365日	1年超 ～ 1年半	1年半超 ～ 2年	2年超 ～ 3年	3年超	計
昭24～33	17	6	4	1	1	1			30
昭34～43	8	23	7	13	6	2			59
昭44～53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
昭54～63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
平元～10			1	1	5	2	1	3	13
平11～20		1	1	1					3
平21～25			2	1	1			3	7
計	28	37	22	20	17	8	6	19	157